

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

第一期計画(平成20年度～平成29年度)では、飛騨高山まちの博物館などの拠点施設の整備や、周遊ルートの整備、無電柱化事業などのハード事業をはじめとして、建造物の修景など景観形成のための助成事業、祭礼行事や町並み保存活動等への支援など、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んだ。その結果、まちの魅力や景観の向上、観光客の増加、町並み保存や伝統文化の継承に関する活動の活発化など、一定の成果を得た。一方、居住者の減少や少子高齢化に伴う担い手不足により、歴史的建造物の維持や伝統文化等の継承に関する事業については更に重点的に取り組む必要があることや、一部の地域への観光客の集中、外国人観光客への対応力の強化といった新たな課題への対策が求められた。

そこで、第二期計画(平成30年度～令和6年度)では、歴史的建造物活用事業による施設の整備、新たな周遊ルートの整備、無電柱化といった事業により、回遊性・周遊性の向上を図ると共に、町並み景観の向上にも寄与した。また、祭屋台の改修等と並行して、休止していた高山祭の屋台行事の一部も再開した。

一方で、本市においては、日本全体よりも早いペースで人口減少や少子高齢化が進むことが予想されており、祭礼行事などの伝統文化の承継と担い手不足はより一層深刻な課題である。屋台の修理技術や伝統建築の技術者の確保と後継者育成といった面への継続的な取り組みは今後も必要である。また、一部の地域における観光客の集中や、増加する外国人旅行者への対応などの課題も生じている。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する課題

本市の歴史的風致を構成している建造物は、国及び県・市指定の文化財や重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物のほか、文化財以外の歴史的建造物も多数存在している。これらの建造物は、これまで、所有者や管理者の維持管理に対する意欲と努力により保存されてきた。市側からは、修理等に対する助成や、買取りによる直接的な保存・活用、歴史的風致形成建造物や景観重要建造物への指定等により保存を行ってきた。

しかし、居住者の減少や高齢化により建造物の老朽化対策や耐震化に要する所有者の負担が増す中、維持管理が困難となる町家や古民家は、喫緊の課題であり、今後も更に増加することが予想される。



修理復原した町家

(2) 歴史的景観等の保全・活用に関する課題

旧城下町には、重要伝統的建造物群保存地区のほか、その周辺にも伝統的なたたずまいの町並みが残されている。このような地域では、景観町並保存会等の地域活動に対する支援とともに、建築物の修景等に対する助成や、周遊ルートの整備、無電柱化事業の実施等により、町並みの保存及び魅力向上を図ってきた。また、歴史街道沿いなどにも良好な景観を持つ農山村集落が残されている。



景観形成事業(塀等設置)により新設された塀

しかし、町並みと不調和で景観計画に適合しない屋外広告物や建築物による市街地景観の悪化、居住者の減少等による農山村景観の悪化、さらに、商業活動に伴う歴史的資源の保全と活用とのバランス、商業活動や住民との意識調整の難しさも課題である。歴史的資源の保全と活用の共存を図るための具体的な取組みが課題である。

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

本市の歴史と伝統を反映した人々の活動は、高山祭の屋台祭礼をはじめとする各地の神社などの祭礼行事、地域固有の民俗芸能や郷土芸能のほか、住民による町並み保存や文化財の保護など、地域住民のつながりや一体感の醸成とともに地域に息づいている。また、飛騨匠を発祥とする建築技術や木工品等の伝統工芸も先人たちの長年に渡る努力により伝えられてきた。これまでの市の支援や歴史まちづくりの取組みにより、伝統文化の伝承や後継者育成に対する住民の意識向上に加え、住民による新たな継承の取組みが生まれるなどの成果が現れている。しかし、居住者の減少や少子高齢化の進展により、伝統文化や伝統技術、地域コミュニティの担い手不足は年々深刻さを増しており、これまで地域の歴史的風致を支えてきた人々の活動の継続がますます困難となることが課題である。



高山祭の屋台行事

(4) 観光客の増加や広域的な観光に関する課題

歴史文化の息づくまちとしての魅力の向上や発信により、外国人旅行者を含めた観光客が増加するとともに、文化財等を巡る周遊ルートの整備などによって、以前よりまちなかの観光客の回遊性が向上しているものの、一部の地域(古い町並境界)に観光客が集中する状況が続いていること

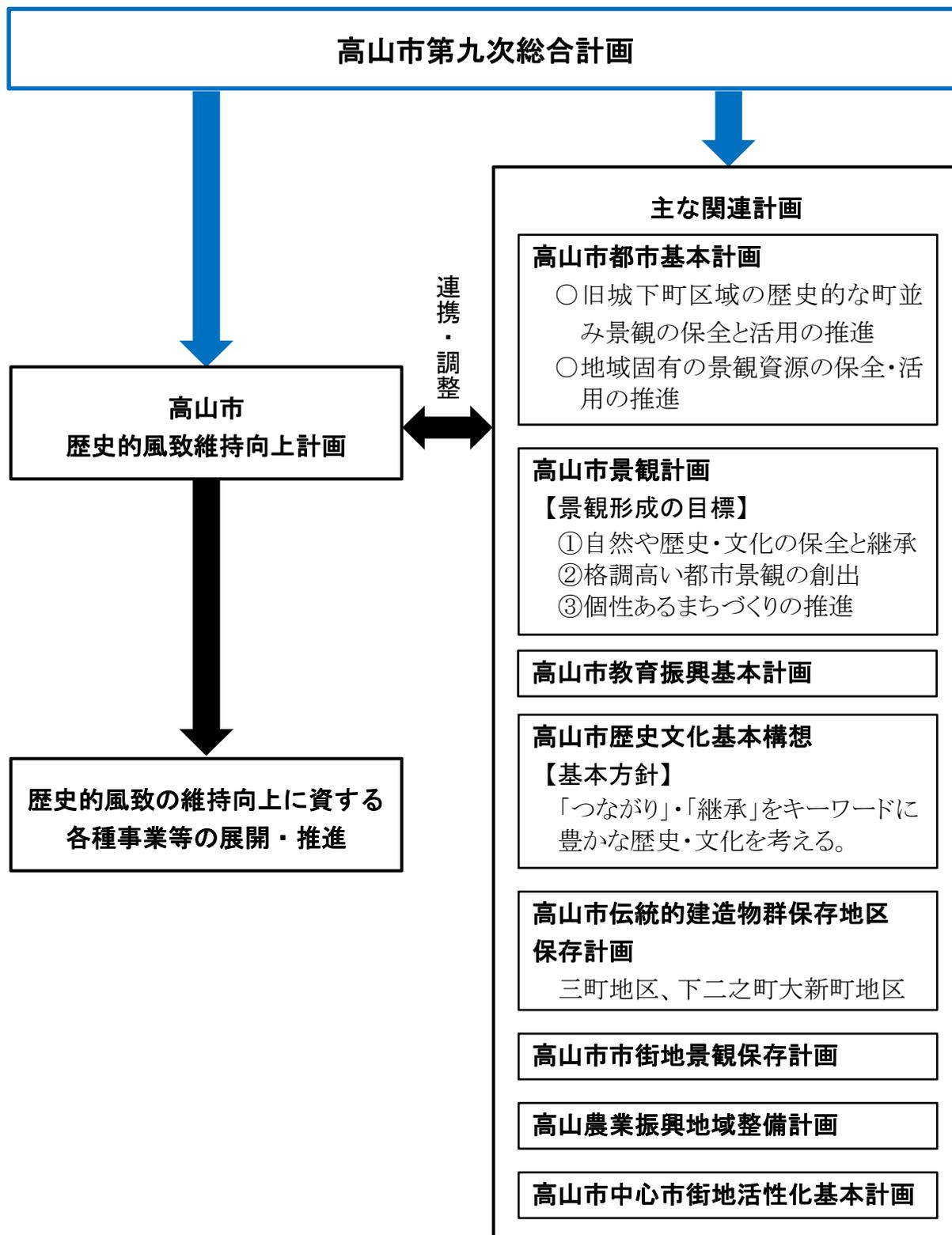


観光客で賑わう上三之町

が課題であり、市街地における他の歴史資産への観光客の誘導、さらには市域全体での周遊性の向上が必要である。また、今後さらなる増加が予想される外国人旅行者に各地域の歴史文化の魅力をいかに伝えるかが課題である。

2. 既存計画との関連性

市の総合計画である「高山市第九次総合計画」や「高山市都市基本計画」、「高山市歴史文化基本構想」等と本計画の関連性は下図のとおりである。



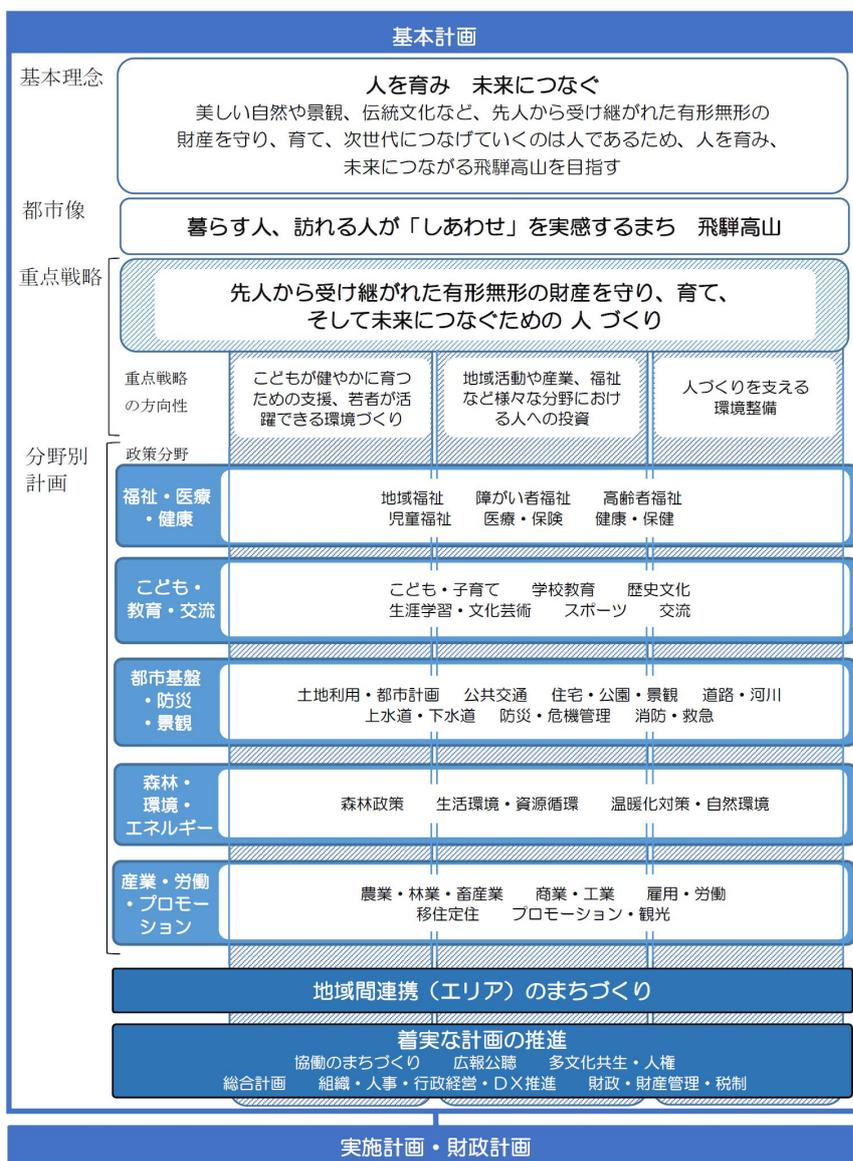
(1) 高山市第九次総合計画（令和7年度～令和16年度）

令和7年(2025)3月策定の高山市第九次総合計画は、今後10年間の総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示している。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本市の人口は国や岐阜県全体よりも早いスピードで減少しており、今後も人口減少や経済活動の縮小が見込まれる中、以前のような拡大基調の行財政運営は困難になると考えられる。

そのため、第九次総合計画の策定にあたっては、このような社会活動や経済活動が縮小していく状況を見据えて、DX(デジタルトランスフォーメーション)や多様性などの新たな視点を加え、市民・関係団体・行政など多様な主体が協力して地域や暮らしの課題解決に努め、市民が充実した毎日を過ごせる、「持続可能なまちをつくる」という考え方を基軸とした。

高山市第九次総合計画の体系図



(2) 高山市都市基本計画（令和3年1月策定）

高山市都市基本計画は、都市づくりに関する基本的かつ総合的な方針を示す計画で、おおむね30年後の都市構造を展望して定めている。

都市構造の基本的な考え方として、今後の都市づくりにおいては、『コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ都市構造』の構築を目指すとしており、今後の人口減少や少子高齢化の進行を見据え、集約型の都市づくりの推進を掲げている。

目指すべき都市構造の実現に向けた土地利用の方針や分野別方針においては、歴史的資源や景観の保全・活用について、次のように取組むこととしている。

【土地利用の方針】

- 中心商業業務区域(JR 高山駅を中心とした多様な都市機能が集積する区域)
 - ・景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づく、旧城下町区域の歴史的な町並み景観の保全と活用により、魅力あるまちづくりを推進する。

【分野別方針（景観形成）】

- 地域固有の景観資源の保全・活用の推進
 - ・景観計画等に基づいた取組みや規制により、自然・市街地・農山村など、地域特性に応じた良好な景観の保全や創出を図る。
 - ・建造物の修景整備や防災対策に対する支援などにより、歴史的な町並み景観の保全と活用を促進する。
 - ・地域固有の文化と歴史を保有しながら形成・維持されてきた風情ある田園風景や歴史遺産などの保全と活用を図る。
- 伝統的建造物群保存地区、市街地景観保存区域、景観重点区域の拡大の推進
 - ・寺内保存区域や東山保存区域とその周辺の建造物の調査により、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組みを推進する。
 - ・市街地景観保存区域(高山市市街地景観保存条例)、景観重点区域(景観計画)の新たな区域指定に向けた取組みを推進する。
- まちの魅力を一層向上させる新たな景観形成の推進
 - ・無電柱化の推進などにより、更なる景観の向上を図る。
 - ・より効果的で実効性のある制度とするため、景観に係る規制・基準等の見直しを検討する。
 - ・景観を阻害する屋外広告物の除却を促進する。
 - ・まちづくり協定(高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例第8条)の締結等により、地域と行政の連携による景観づくりを推進する。

(3) 高山市景観計画（平成 18 年 12 月策定）

本市は、平成 18(2006)年 7 月に岐阜県知事の同意を得て景観行政団体となり、同年 12 月に高山市景観計画を策定した。計画では、これまでの景観形成の取組みを継承しつつ、これからの景観まちづくりのために、「自然や歴史・文化の保全と継承」、「格調高い都市景観の創出」、「個性あるまちづくりの推進」という 3 つの目標を掲げ、良好な景観形成に取り組むこととしている。

計画対象区域は市全域としており、市内のどこであっても一定水準以上の美しい景観を形成することとしている。また、特に優れた景観を有する区域や、地域住民が自ら良好な景観形成に取り組んでいる区域を景観重点区域として指定し、建築物の色彩・高さをはじめ、屋外広告物の掲出や開発行為等についても、それぞれの地域の特性に応じた景観形成基準を設け、特に重点的に良好な景観づくりを推進している。

【景観形成の目標】

①自然や歴史・文化の保全と継承

高山市は、面積の 92.5%を森林が占め、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈（北アルプス）を擁し、庄川、宮川などの清流が流れるなど豊かな自然にも恵まれている。また、先人たちの英知と努力によって引き継がれてきた独特の歴史的、文化的価値を有する多数の資産も保存されており、今後ともこれらの自然や歴史・文化を将来にわたって確実に保全、継承する。

②格調高い都市景観の創出

高山市は全国有数の城下町であり、商人文化の風情と趣きがある都市として発達をした、日本を代表する観光都市である。特に伝統的建造物群は、連続性があり統一感ある美しい町並の雰囲気醸し出しており、本市を代表する歴史景観となっている。また、これらの地区を取り囲むように市街地景観保存区域が指定されており、伝統的建造物群との調和が図られている。このように、本市においては「保全と調和」を意識したまちづくりを展開してきており、新たな都市景観の創出にあたっては、「単に人目を引く、あるいは他との違いを目立たせる」行為を慎み、自然や伝統文化との調和を意識した格調高い都市景観の創出を図る。

③個性あるまちづくりの推進

高山市は周囲を山々に囲まれ、四季の変化が美しい自然環境豊かなコンパクトな都市である。この景色は古来より変わりなく、「山の向こうの美しい町」ともいわれてきた。今後ともこの「美しいまち」を残すためには、高山のスケールにあった景観づくりを進めることが重要である。スケールにあったまちづくりは、「高山らしさ」を表現する重要な要素であるとともに、個性あるまちづくりにも繋がる。

また、本市では「ウォーキング」をテーマとしたまちづくりを進めており、景観形成にあたっては「歩く」視点に立った景観づくりも重要である。このためには、「ヒューマンスケール(人間の尺度)」を意識した景観づくりを進める必要がある。

(4) 高山市教育振興基本計画（令和7年3月策定）

本市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な振興を推進するため、学校教育、家庭教育、社会教育(生涯学習、スポーツ、文化芸術、歴史文化)について基本的な方向などを定めている。

歴史文化の基本施策として「全ての世代への歴史遺産や伝統文化の理解の推進と愛着の醸成」「歴史遺産や伝統文化の着実な未来への継承」「歴史遺産や伝統文化の活用と活用できる人づくりの推進」の3つを掲げている。

目標と施策の基本的方向

目標

飛騨高山に誇りと愛着を持ち、
学びにより身に付けた資質や能力を活かし、
持続可能な地域や社会の創り手となる人を育みます

《学校教育》

基本的方向

1. 郷土高山に誇りをもち、未来社会を創造する資質、能力を身に付け自ら主体的・対話的に学び続けられる人を育みます

基本施策

1. 豊かな心、健やかな体、確かな学力を育み、生きて働く力を身に付ける教育の推進
2. こどもの自己実現を支える教育の推進
3. 学校、地域、関係団体等との協働による郷土教育の推進
4. DXを取り入れた教育の推進
5. 安全・安心で快適な学校環境の整備

《家庭教育》

基本的方向

2. 親子が共に学び育つ機会を学校や地域と共に充実し、子どもたちの未来（あした）を育みます

基本施策

1. こどもの健全な育ちのための親の学びの機会の充実
2. こどもの愛着形成と豊かな遊びや体験等ができる機会の充実

《社会教育》

基本的方向

【生涯学習】
3. 知識に触れ、学び、体験する機会を充実し、多様な学びを实践できる環境をつくります

基本施策

1. 生涯を通じた学びの機会や情報の提供
2. 多様な生涯学習環境の充実
3. 地域づくり型生涯学習の充実
4. こどもの成長を支える取組みの推進
5. 若者や女性が活躍できる環境づくりの推進

基本的方向

【文化芸術】
4. 文化芸術に触れ、学び、楽しむ機会を充実し、やりたいことに挑戦できる環境をつくります

基本施策

1. 市民が主体となる文化芸術活動の促進
2. 文化芸術に親しむ機会の充実

基本的方向

【スポーツ】
5. スポーツをする、観る、楽しむ機会を充実し、心身の豊かさを感じられる環境をつくります

基本施策

1. スポーツを身近に感じられる機会の提供
2. 市民の競技力の向上に向けた取組みの推進
3. 誰もが参加しやすいレクリエーション機会の充実
4. スポーツ環境の充実と活用の促進

基本的方向

【歴史文化】
6. 歴史遺産や伝統文化に対する理解を深め、適切な活用を図ることにより、着実な未来への継承を進めます

基本施策

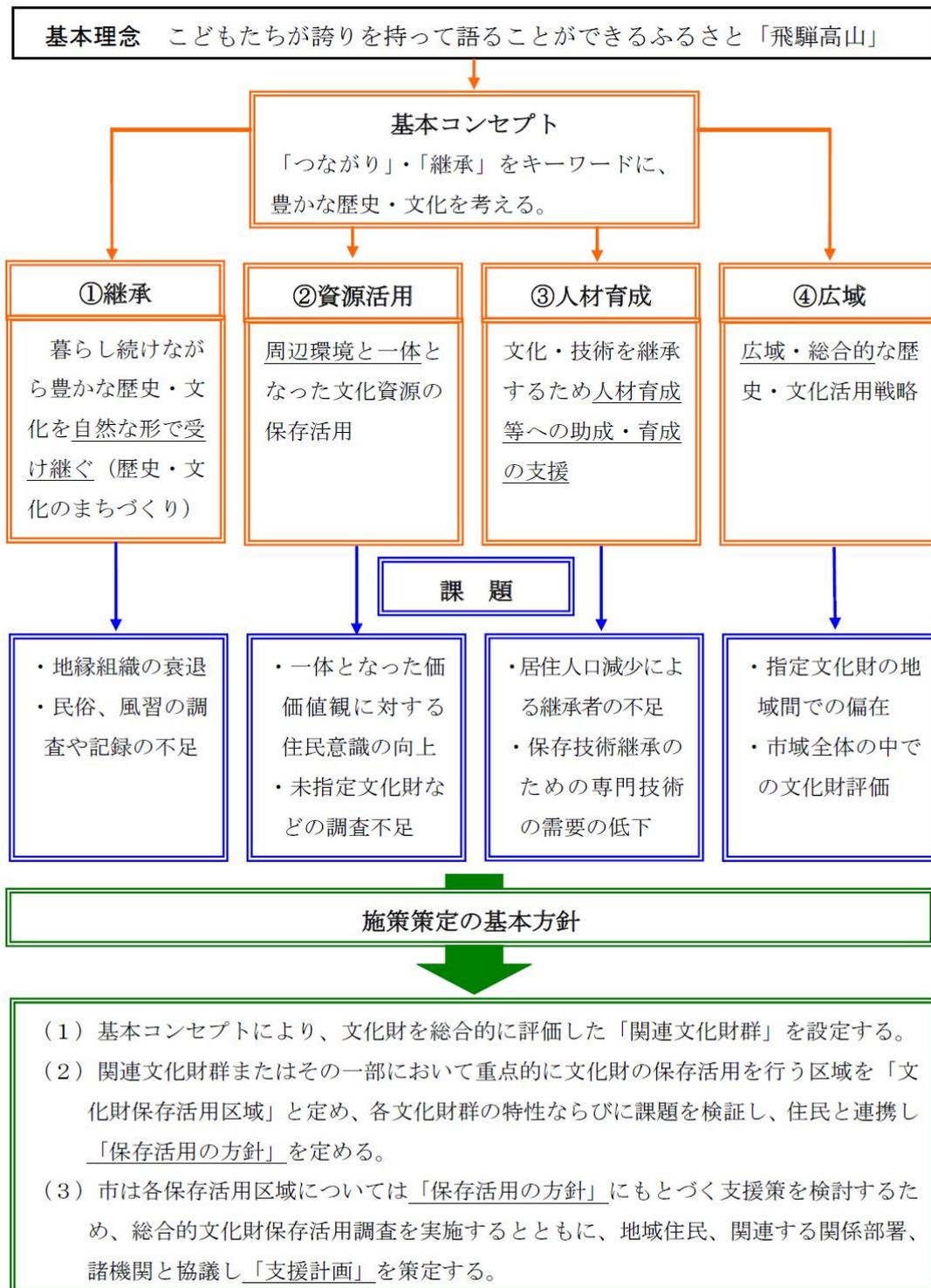
1. 全ての世代への歴史遺産や伝統文化の理解の推進と愛着の醸成
2. 歴史遺産や伝統文化の着実な未来への継承
3. 歴史遺産や伝統文化の活用と活用できる人づくりの推進

(5) 高山市歴史文化基本構想（平成22年3月策定）

高山市歴史文化基本構想では、文化財を地域資源として活用する考え方が市政全体に波及する中で、今後50年、100年先にも継承される文化財の保存活用のあり方を検証し、各分野で展開される文化財を活用した施策に対する基本的な方針を定めている。

基本方針では、「つながり」・「継承」をキーワードとして、次の世代へ継承するための人材育成等の支援のほか、文化財の背後にある地域コミュニティや空間など、周辺環境と一体となった文化資源の保存活用や、広域的な連携による活用を図ることとしている。

●高山市歴史文化基本構想 保存活用計画体系図



(6) 高山市三町伝統的建造物群保存地区保存計画（昭和 53 年 10 月策定）

高山市三町伝統的建造物群保存地区保存計画は、当該地区の特性を把握し、将来にわたって適切に保存ができるよう、特性を反映した保存基準を設けるとともに、防災計画、助成措置等について定めている。

伝統的建造物の基準は、江戸末期から昭和にかけての建造物のうち、伝統的な外観を有し、地区の特性を維持していると認められるものとしており、伝統的建造物については、歴史的価値ある外観及び構造耐力上主要な部分を可能な限り保存するため修理を実施し、伝統的建造物以外の建造物等については、できる限り伝統的建造物と調和するよう修景を施すものとするとしている。

また、伝統的建造物は勿論、その他の建造物もほとんどが木造であり、しかも密集していることから、防災施設の整備を地区保存の重点事項として取り上げ災害の防止を図ることとしている。

これらの事業を実施するにあたり、地区防災施設や市有財産の修理、修景事業は市が行い、一般の修理、修景、防災事業等で所有者の行うものについては、助成措置を定め、市の補助事業として行うことができるものとしている。

●地区決定年月日

昭和 53 年 10 月 3 日

(7) 高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 16 年 2 月策定）

高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区保存計画は、当該地区の特性を把握し、将来にわたって適切に保存ができるよう、特性を反映した保存基準を設けるとともに、防災計画、助成措置等について定めている。

伝統的建造物の基準は、江戸時代からおおむね昭和 30 年に至る期間に建てられた建造物のうち、下二之町大新町地区の伝統様式、構造手法、材料等で造られ、地区の特性を維持していると認められるものとしている。保存地区及び伝統的建造物群の特徴に配慮し、地割の保存、あるいは建造物の正面壁面位置、軒高ないし小庇の高さ、軒の出、空地の復旧等の伝統的建造物群の特性、及び地区の特性を表す町家の連続性を確保する要素の保存、整備等を図ることとしている。

また、当該地区の建築物はほとんどが木造で、しかも密集しているため、防災施設の整備を地区保存の重点事項として取り上げ災害防止に備えることとしている。

これらの事業を実施するにあたり、地区防災施設や市有財産の修理、修景事業は市が行い、一般の修理、修景、防災事業等で所有者が行うものについては、助成措置を定め、市の補助事業として行うことができるものとしている。

●地区決定年月日

平成 16 年 2 月 16 日

(8) 高山市市街地景観保存計画（昭和49年2月策定）

本計画は、高山市市街地景観保存条例に基づいて指定された市街地景観保存区域の種別や保存基準等について定めたものである。市街地景観保存区域は、主に重要伝統的建造物群保存地区の周辺において、伝統的な建造物により風趣あるたたずまいを残している地域を指定している。

保存基準においては、建築物の高さ、形態意匠、色彩などを詳細に規定しており、高山市市街地景観保存条例に基づく建築等行為の届出制度により、伝統的な町並み景観の保存を図っている。

●保存区域の種別

第1種	歴史的、伝統的建築物の周辺地域、または自然景観が優れていて建築物と調和している地域等で、景観及び環境の保全に配慮する地域
第2種	伝統的建築様式により構成されている町並み、または伝統的建築様式の家居が点在し、風趣あるたたずまいを示している地域で、その景観を保存する地域

●高山市市街地景観保存区域の指定状況

種別	保存区域の名称	指定年月日	面積
第1種	東山保存区域	S49.2.15	202,192 m ²
	神明町保存区域	S49.2.15	4,185 m ²
	寺内保存区域	H4.11.24	22,547 m ²
	下三之町中組保存区域	H6.11.22	4,952 m ²
	片原町保存区域	H10.11.24	9,120 m ²
	下三之町上組保存区域	H20.3.25	12,820 m ²
	宝珠台組保存区域	H20.3.25	5,140 m ²
	八幡町保存区域	H21.3.31	23,373 m ²
	上一之町大町会保存区域	H21.3.31	18,018 m ²
第2種	下一之町保存区域	H27.3.31	27,922 m ²
	上二之町保存区域	S49.2.15	6,410 m ²
	上三之町保存区域	S49.2.15	1,290 m ²
	上一之町上保存区域	S61.11.1	12,700 m ²

(9) 高山農業振興地域整備計画（昭和45年10月策定）

高山農業振興地域整備計画は、昭和45(1970)年3月31日の農業振興地域の指定を受け、農地の保全や農業の健全な発展に資することを目的に策定された。

「第1 農用地利用計画」では、土地利用について、「保全と開発との調和、恵まれた自然との関係に配慮しながら無秩序な開発を抑制し優良な農用地の確保を進める」としている。

「第3 農用地等の保全計画」では、「農業者の高齢化および農業後継者不足から、農家人口の減少と耕作放棄地の増加が予想される」とし、また、「農業生産基盤の農地と、生活空間としての農地を位置づけ、農村風景の保全と多目的機能の保全を行う」としている。

(10) 高山市中心市街地活性化基本計画（第2期）（令和6年3月策定）

高山市中心市街地活性化基本計画は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性を踏まえ、急速な少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的として策定された。

基本方針として「誇りに思える『暮らしたいまち』づくり」、「魅力あふれる『訪れたい、巡りたいまち』づくり」、「活力ある『働きたい、チャレンジしたいまち』づくり」を掲げ、歩いて暮らせる環境整備、誰もが気軽に立ち寄れる場や機会の創出、空き店舗の活用促進などに取り組むこととしている。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次のとおり方針を定める。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

伝統的建造物群保存地区や市街地景観保存区域の拡大を推進するとともに、歴史的建造物の登録有形文化財への登録や景観重要建造物への指定を推進する。また、歴史的建造物等の修理・修景や耐震化に対する支援により、適切な保存を促進し、所有者による維持管理が困難な建造物については、官民連携も含む様々な手法により保存・活用を図る。

(2) 歴史的景観等の保全・活用に関する方針

歴史的資源の保全と活用の共存を図るため、景観計画との連携により、魅力ある町並み景観の創出や農山村景観の保全を図る。民間建築物を中心とした建造物の修景、本市の景観にふさわしい看板設置等への支援により歴史的景観の再生を図る。これにあたり、商業活動や住民との意識調整に対する具体的な取組みを検討する。また、重点区域内の道路の無電柱化により、景観の向上を図る。

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

祭礼行事や伝統技術などの伝統文化の継承を図るため、後継者育成や伝統的な大工技術等の承継に対する支援、郷土の歴史文化の語り部の育成を行うとともに、祭礼行事や伝統行事の担い手を確保するために引き続き地域間が相互協力できる仕組みや組織作りを検討する。また、景観町並保存会等の各種団体や学校・地域との協働により、郷土教育を推進する。

(4) 観光客の増加や広域的な観光に関する方針

道路の美装化等による良好な歩行空間の創出により、市街地における観光客の回遊性の向上を図るとともに、日本遺産や農山村集落の歴史文化資産を活用し、市域全体での周遊性の向上を図る。また、外国人旅行者に対し、地域の歴史文化の成り立ちや魅力を伝えることができる通訳ガイドの育成確保等を図る。

4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、引き続き都市計画課と文化財課が事務局を務め、各事業の実施については、庁内関係課と連携調整を行うとともに、事業対象となる文化財所有者や周辺住民、関係団体や事業者等と協議・調整を行うものとする。

また、必要に応じて国や岐阜県、各審議会と協議を行い、助言や支援を得るとともに、法定協議会である高山市歴史的風致維持向上計画協議会において、計画の推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。

